活力あるまちづくりのためには、区内経済や中小企業の活 性化が不可欠です。区では、中小企業支援のための各種補助 事業を行っています。補助対象や内容、条件などの詳細は区 ホームページをご覧ください 申 経済課産業振興係(区役所4 階29番)にある申請書に必要書類および資料を添付し窓口で ☎3647-2332、FAX3647-8442

| 創業 | き支援 事務所・店舗等の賃料 | | |
|--------------------------------------|---|--|--|
| 対象経費 事務所・店舗等の賃料 (敷金・礼金等は補助対象外) | | | |
| 金額・期間 | 下表のとおり 2年 | | |
| 対 象 者 | 平成29年度内に創業し、事務所・店舗等が区 内にあるもの | | |
| 件数 | 製造業2件、製造業以外3件※書類審査のうえ、 申請者多数の場合は抽選。補助の適否は全員 に通知 | | |
| 締 切 | 7/31(月) | | |

| 補助月数 | 上限額と補助率 | | |
|-------------|-----------------|------------|--|
| 補助開始月~12か月目 | 製造業 月額 10万円 | 月額賃料の1/2以内 | |
| (1年目) | 製造業以外 月額 5万円 | 月額賃料の1/4以内 | |
| 13か月目~24か月目 | 製造業 月額 5万円 | 月額賃料の1/2以内 | |
| (2年目) | 製造業以外 月額 3万円 | 月額賃料の1/4以内 | |

※製造業とは、日本標準産業分類で定める大分類「製造業」

| 展示会・見本市への出展経費 | | | | |
|---------------|---|--|--|--|
| 対象経費 | 出展料・出展小間料・展示装飾費 | | | |
| 金 額 | 対象経費の2分の1以内で上限20万円 | | | |
| 対 象 者 | 区内中小企業または区内中小企業団体 ※直近2か年度連続でこの補助金の交付を受けた場合は対象外 | | | |
| 対象事業 | 国内外で開催される展示会、見本市等への出展※主として販売を目的としない展示会等に限る | | | |
| 締 切 | 出展する展示会等の開催日の1か月前 | | | |
| | | | | |

| 産学連携による共同研究費 | | | | |
|--------------|--|--|--|--|
| 対象経費 | 大学等に支払う共同(委託)研究に係る契約金 | | | |
| 金 額 | 対象経費の3分の2以内で上限300万円 | | | |
| 対 象 者 | 区内中小企業、複数の中小企業(2分の1以上が 区内事業者)で構成する任意のグループ、区内 の中小企業団体 | | | |
| 対象事業 | 大学または高等専門学校と行う製品開発や技術開発の共同(委託)研究で、平成29年度中に事業完了が見込めるもの※申請時に大学等と契約が完了し、契約金の支払いが済んでいないものに限る | | | |
| 件 数 | 2件(予定) | | | |

| ホームページ作成費(新規開設) | | | | |
|-----------------|--|--|--|--|
| 対象経費 | ○ホームページの作成に係る委託費(外部委託の場合) ○ホームページ作成ソフトおよびその解説書の購入費(自社作成の場合) ※対象外経費:通信経費、維持管理費等ホームページ作成に直接関係しない経費、パソコン等設備購入費 | | | |
| 金 額 | 対象経費の2分の1以内で上限5万円 | | | |
| 対 象 者 | 区内中小企業(遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、宗教法人などの業種を除く)または区内中小企業団体 | | | |
| 条件 | ○ホームページの新規作成に着手する前に申請が必要 ○平成30年3/20(火)までに実績報告書を提出 ○作成するホームページが他の主催するウェブサイトの一部でないこと ○既にあるホームページの変更・更新でないこと | | | |

| 新製品・新技術開発費 | | | | |
|------------|---|--|--|--|
| 対象事業 | 中小企業が自ら行う研究開発で平成29年度中 に事業が完了する見込みのあるもの(新製品 の開発技術、機械器具(装置)の高性能化・省 力化・自動化のための技術、新物質(新材料) の開発利用技術など) | | | |
| 金 額 | 対象経費の3分の2以内で上限300万円 | | | |
| 対 象 者 | 区内中小企業、複数の中小企業(2分の1以上が区内事業者)で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体 | | | |
| 件 数 | 5件(予定) | | | |
| 締 切 | 6/30(金) | | | |
| | | | | |

| 都立産業技術研究センター利用料 | | | | |
|-----------------|---|--|--|--|
| 対象経費 | 依頼試験、オーダーメード試験、実地技術支援、試験機器の利用、オーダーメード開発支援、製品開発支援ラボを利用し、実際に支払った利用料 | | | |
| 金 額 | 対象経費の3分の2以内で、年度内上限15万円 | | | |
| 対 象 者 | 区内中小企業 | | | |

| 知的 | 財産権(特許権・実用新案権・ 意匠権・商標権)取得費 |
|----|-------------------------------|
| | |

| 対象経費 | | 出願料、登録料、審査請求料、弁理士に支払 う報酬 |
|------|---|---|
| 金額 | | 対象経費の2分の1以内で上限10万円(特許権 の取得にあっては上限30万円) |
| 対 象 | 者 | 区内中小企業※出願申請の日から6か月以内に申請してください |

| 新製品・新技術広告宣伝費 | | | | |
|--------------|---|--|--|--|
| 対象経費 | 新聞・企業雑誌等への広告掲載料(紙媒体への 掲載で自社で新たに開発した製品のみ) | | | |
| 金 額 | 対象経費の3分の2以内で上限100万円 | | | |
| 対 象 者 | 区内中小企業※前年度この補助金の交付を受けた場合は対象外 | | | |
| 件 数 | 3件(予定) | | | |

| 環境認証等取得費 | | | | |
|----------|--|--|--|--|
| 対象経費 | ISO やエコアクション21等の環境認証やプライバシーマークを新たに取得する場合の経費の一部 | | | |
| 金 額 | 下表のとおり | | | |
| 対 象 者 | 区内中小企業※認定を受ける前に必ず申請してください | | | |

| 対象事業 | 対象経費 | 補助率 | 限度額 |
|---------------|--------------------|-----------|---------|
| ISO9001認証取得 | 審査登録機 関の審査目、コント委託料 | 1/2 以内 | 50万円 |
| IS〇14001認証取得 | | | |
| ISO27001認証取得 | | | |
| エコアクション21認証取得 | | | 20万円 |
| プライバシーマーク認定取得 | | | 20/31 3 |

平成29年度 江東区中小企業融資制度

| 資金名 | | あっせん 限度額 | (据置) | 年利 (%) | 利子補助 率(%) | 自己負担 率(%) | 備考 |] |
|-----------------------------|----------------------|----------------------------|-----------------------|-----------|--------------|--------------|----------------------------------|-----|
| 運転 | | 1,250万円 | 6年 (6か月) | 1.9 | 0.8 | 1. 1 | | |
| 短期運転 | | 300万円 | 1年 (2か月) | 1.6 | 0.9 | 0.7 | | ; |
| 設 備 | | 2,000万円 | 9年 (6か月) | 2. 1 | 0.8 | 1.3 | | |
| 小規模企業特別 (一般) | (運転) (設備) | 1,250万円 (各資金合計) | 6年 (6か月) | 1.9 | 0.7 | 1. 2 | 従業員数が、卸・ 小売業(飲食業含 | ì |
| 小規模企業特別 (小□零細企業 保証制度) | (運転) (設備) (借換) | | 6年 (6か月、 借換はなし) | 1.9 | 0.7 | 1. 2 | む)、サービス業は 5人以下、製造業等 は20人以下 | t |
| 借換 | | 2,000万円 | 9年 (なし) | 2. 1 | 0.7 | 1.4 | 区の制度融資のみ 利用可能 | į. |
| 環境保全対策 〃(アスベスト飛散防止) | (設備) | 1,250万円 | 6年 (12か月) | 2. 1 | 1.1 | 1.0 | | _ |
| 多角化・転業支援 | | 1,250万円 | 6年 (12か月) | 2. 1 | 1.4 | 0.7 | | 1 |
| 設備強化 (運 | (運転) | 云) 4,000万円 | 9年 (12か月) | 2. 1 | 1.1 | 1.0 | % 1 |] ` |
| 商店街空き店舗活用 | (設備) | | | | 1.6 | 0.5 | * 2 | |
| 創業支援 | | | | | 1.6 | 0.5 | * 3 | |
| 商店街空き店舗活用 | (運転) | 1,000万円 | 6年 | 2. 1 | 1.8 | 0.3 | * 2 | |
| 特定創業者特例 | (設備) | 1,500万円 | (12か月) | | 2. 1 1. 6 | 0. 0 0. 5 | 当初3年 ※4 4年目以降 ※4 | |
| 団 体 | (運転) | 1億円 (転貸1組合員 1,000万円) | 1年 (2か月) | 1.6 | _ | 1.6 | | |
| | (設備) | | 5年 (6か月) | 1.9 | _ | 1.9 | | |

◎あっせん受付期間は、4月~平成30年3月です。区の融資の基

本的な利用条件や、各融資の詳細な利用条件等については、 区ホームページ・リーフレットをご確認ください。 ※1 設備強化資金は、大型店対策・商店街リニューアル・商工 業施設建替の要件のいずれかに該当することが条件となり ます。また運転資金は設備資金との併用のみとし、金額は 設備資金の1/2以内とします。運転資金のみの利用はできま

※2 設備強化資金および創業支援資金は、商店街で3か月以上空き店舗となっている物件を商店会長の推薦を受けて利用する場合、利子補助率を優遇します。 ※3 創業支援資金は、運転・設備資金合わせて2,500万円が上限

区の特定創業支援事業を受けた証明書取得者に対し、借入 当初から36か月間の利子を全額補助します。

を持ってお手続きください。 ぞれありますので、期間に余裕 東京信用保証協会の審査がそれ 介を受けた後、金融機関および 借入れにあたっては、区の紹

助する率については左 の一部を、翌年の5月にまとめ 照ください)。 率で金融機関に返済い て補助金として交付し

> 証明書をもって「創業支援資金」 援事業」を受けられた方が、その

すが、お支払いいただいた利子 借入れ後は、区が設定した利 します(補 いただきま 表をご参

電話等でお申し込みく 利子・保証料の補助 経営相談は予約制です。事前に いただくことが必要となります。 ください。

は法人として江東区内で創業す

.個人の方が、新たに個人また

創業支援融資は、事業主でな

る場合が対象となります。

特に、江東区の「特定創業支

ではなく、金融機関が区の定め

の制度は、区が直接融資するの

る条件の範囲で融資を行うもの

資のあっせんをしています。こ

信用保証協会の協力を得て、

できるように、金融機関と東京

?事業資金を低金利で借入れ 区では、区内中小企業者の方

は、区役所で経営相談を受けて

また、初めて利用さ

いれる方に

経営の安定

向上

にご活

用を

3年間利子を全額補助

ムページまたはリーフレット |江東区中小企業融資のご案内|

助があります。詳細は、区ホー借入れに要する信用保証料の補また、一部の資金においては をご覧ください。

ただきますが、翌年の5月にま 年間に限り利子を全額補助しま とめて補助金として交付し を利用する場合には、当初の3 ただくかお問い合わせくださ (利子はいったんお支払いい 経済課融資相談係 「特定創業支援事業」の 区ホームページをご覧 61 詳 ま

細は、

PC版



